

国立大学法人東京農工大学フルタイム契約職員の年俸制給与に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (諸手当) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項の諸手当の支給日については、<u>非常勤職員給与規程第4条第1項</u>の規定を適用し、又は準用する。</p>	<p>本則 (諸手当) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項の諸手当の支給日については、<u>国立大学法人東京農工大学職員給与規程第2条第1項</u>の規定を適用し、又は準用する。</p>	

附 則(平成30年5月1日細則第16号)

この細則は、平成30年5月1日から施行する。